

知恵産業・経営大会2018

価値創造経営に学ぶ～知恵産業への挑戦～

企業経営者や幹部、従業員を対象に「知恵産業・経営大会2018」を開催致します。当日は「価値創造経営に学ぶ～知恵産業への挑戦～」をテーマに、各方面でご活躍中の講師をお迎えして、経営のヒントをご講演頂きます。

日時 11月13日(火)
13:00～17:00(受付 12:30～)

場所 京都ホテルオークラ(中京区河原町御池)

参加費 本所会員、学生：無料 一般：2,000円

申込 <https://www.kyo.or.jp/s/110290>より

問合せ 企画・計画担当
☎075-212-6467

プログラム

13:00～13:20(開会式)
13:20～14:30(特別講演)
『リーダーが育つ55の智慧』
似鳥 昭雄 氏
(株式会社ニトリホールディングス
代表取締役会長兼 CEO)



似鳥 昭雄 氏

14:45～17:00(分科会)
※各分科会は同時開催です。分科会の希望は先着順で承ります。

- 第1分科会 経営者の姿勢
- 第2分科会 新しい発想の経営
- 第3分科会 時流を変えた経営
- 第4分科会 起死回生の経営

お知らせ

中小企業経営支援センターからの

2018/9・10

京都商工会議所
中小企業経営支援センター
京都市中京区烏丸通夷川上ル
☎075-212-6467

経営インフォメーション

第10回知恵ビジネスプランコンテスト

～知恵をカタチに、顧客を創造!～

本コンテストは、自社の強みや知恵を活かすことで顧客に新たな価値を提供しようとするビジネスプランを公募し、専門家等による様々な角度からの審査・評価を通じて、「知恵ビジネス」として認定・公表するものです。認定を受けた企業様には、プランの実行・実現に向けてきめ細かなハンズオン支援を行います。

公募期間

9月18日(火)～10月18日(木) 17時必着

公募対象

京都の特性や企業独自の強みを活かしながら、新たな知恵によってオリジナルのビジネスモデルや技術、あるいは商品・サービスを開発し、“顧客創造”を実現するビジネスプラン

応募資格

京都府内に活動拠点を置き、京都商工会議所の経営支援を通じて、認定プランの実行・実現が見込まれる中小企業者(法人・個人事業者)

要項・申請書

<https://www.kyo.or.jp/chie/contest/>
※上記サイトよりダウンロードください。

問合せ先

知恵産業推進室 ☎075-212-6470

消費税軽減税率対策窓口相談等事業

消費税軽減税率・実務対策連続セミナー

参加無料

2019年10月1日から実施される消費税率の引上げ(8%→10%)に伴い、軽減税率制度も併せて導入される予定です。本制度は全ての事業者が対象となり、税率ごとの対象品目の区分、請求書の記載内容の変更、消費税額の計算方法の変更とそれらに伴う経過措置、価格設定の見直しや価格表示の方法、契約書の見直し、といった様々な実務上の問題が発生します。本セミナーでは“基礎知識編”で軽減税率制度への理解を深め、“転嫁対策編”で具体的な準備の方法を学んでいただきます。

日時 ◎第1回 11月6日(火) 13:00～15:00(受付12:30～)
◎第2回 11月12日(月) 同上

場所 からすま京都ホテル 2F「双舞」(下京区烏丸通四条下ル)

内容 ◎第1回(基礎知識編)

- ◇対象商品 ◇仕入・支払・販売の際の確認事項 ◇請求書等の様式変更 ◇契約書等の見直し ◇従業員教育 ◇支援施策(補助金・税額計算特例)

◎第2回(転嫁対策編)

- ◇消費税率引上げスケジュール ◇価格転嫁について ◇価格表示の方法 ◇消費税転嫁対策特別措置法 ◇資金繰り対策 ◇経過措置 ◇IT活用

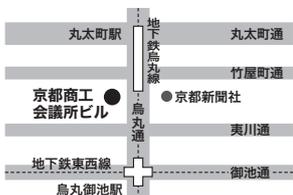
講師 税理士法人りたつくす 代表社員税理士 久乗 哲 氏

定員 各日100名(申込先着順)

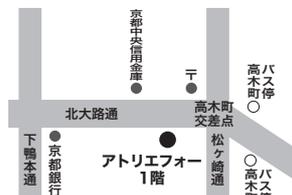
申込 <https://www.kyo.or.jp/kyoto/>より

問合せ先 洛央支部 ☎075-212-6460

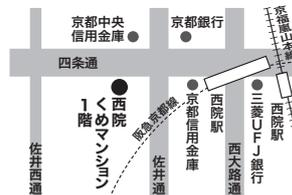
ご相談は事業所のある行政区の各支部へ



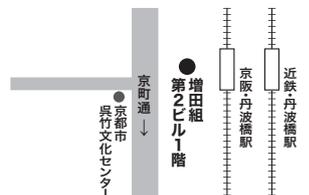
本部・洛央支部 (上京区・中京区・下京区・東山区・山科区)
TEL 075-212-6467・6460
FAX 075-212-6920
中京区烏丸通夷川上ル 京都商工会議所ビル6階1階
※地下鉄丸太町駅6番出口直結



洛北支部 (北区・左京区)
TEL 075-701-0349
FAX 075-791-8505
左京区下鴨高木町6 アトリエフォー1階
※高木町バス停より徒歩2分



洛西支部 (右京区・西京区)
TEL 075-314-8771
FAX 075-314-8911
右京区西院西院13 西院くめマンション1階
※阪急西院駅より徒歩3分



洛南支部 (伏見区・南区)
TEL 075-611-7085
FAX 075-603-2601
伏見区京町北7丁目11 増田組第2ビル1階
※近鉄・京阪丹波橋駅より徒歩1分

地域活性化推進委員団体のご紹介

京都の振興・活性化と中小企業の経営向上を図るため、地区内の民間業種団体並びに地域団体の役員の方を「地域活性化推進委員」として委嘱しています。

公益社団法人日本図案家協会

会長 林 史己
所在地 左京区岡崎成勝寺町9-1
TEL 075-761-5381

主な活動

日本図案家協会は、昭和38年に設立された、177名の会員が所属する文部科学省認定の図案家(デザイナー)集団です。京都市左京区の「みやこめっせ」内に、事務局を設置し、併設の日図デザイン博物館の運営と共に、伝統的な図案文化の継承及び、未来社会の図案(デザイン)文化に対する尽きることのない要求に対応するため、毎年、新しい作品の発信と人材の育成等に努めております。春と秋に開催する「日図展」をはじめとして、年間を通じて様々な事業・イベントを行っています。11月2日(金)～4日(日)には「未来への遺産 一彩の躍動2020」をテーマとして、日図デザイン博物館において「全国公募第160回記念日図展」を開催いたします。入選作品を展示しますのでぜひご来場下さい。



京都府飲食業生活衛生同業組合

理事長 牧野 順二
所在地 中京区二条通富小路東入晴明町673-2
京都料飲国保会館3階
TEL 075-252-3145

主な活動

京都府飲食業生活衛生同業組合は、京都府下40の地域組合、加盟店数約800店で構成されており、お蔭様で昨年度には設立50周年を迎えることとなりました。当組合では組合に加盟することのメリットを感じてもらえるよう、経営・融資面における特典や業界情報の提供・特典の付与、あるいは共済・福利厚生面からのサポート等の活動を行っています。

また、実際に飲食店経営の経験をもとに、経営特別相談員として創業計画書や事業計画書の書き方をきめ細かくアドバイスしており、新規に開店予定の方も含め、多くの方からの相談を受けるようになりました。

近年は、様々なチェーン店の進出やコンビニ弁当の普及といった構造面の問題に加え、後継者不在も深刻化しております。業界を取り巻く環境は厳しいですが、組合員がその地において、なくてはならないお店となるよう、これからも組合員に寄り添う形で活動を続けてまいります。



専門相談のご案内

経営に関するご相談に専門家が適切なアドバイスを行います。お気軽にご利用ください。

相談無料 **秘密厳守**

相談分野	実施曜日	相談時間	受付場所	専門相談員
事業に係わる法律	毎週(火)	午後1時～午後4時 受付は3時30分まで	洛央支部	弁護士
経営 マーケティングや生産管理、IT活用等	毎週(月)	午後1時～午後4時 受付は3時30分まで	洛西支部	中小企業診断士
	毎週(火)		洛北支部	
	毎週(水)		洛央支部	
	毎週(木)		洛南支部	
事業承継 親族・従業員・第三者への引継	毎週(月)～(金)	午前10時～午後5時 ※予約優先	創業・事業承継推進室 (075-255-7101)	公認会計士 中小企業診断士
税務	【税務一般】	第1～4(木) 午後1時～午後4時 受付は3時30分まで	洛央支部	税理士
	【記帳指導】		全支部	
雇用・労務管理	第2・4(金)	午後1時～午後4時 受付は3時30分まで	洛央支部	社会保険労務士
不動産登記・会社登記全般		予約制	洛央支部	司法書士
知的財産関係		予約制	洛央支部	弁理士
許認可関係・入管手続等		予約制	洛央支部	行政書士
店舗デザイン ※店舗デザインのご相談は、内容に応じて随時現場で対応します。		予約制	洛央支部	商業施設士
国際ビジネス		予約制	産業振興部 (075-212-6442)	専門アドバイザー



マル経融資 (小規模事業者経営改善資金融資)

無担保で保証人不要、低金利の融資制度

手数料
無料

融資限度額
2,000万円
(設備・運転を併せた
限度額)

金利
1.11%
(平成30年9月13日現在)

融資の条件

- 返済は元金均等月賦返済(残債方式で、利息は毎月減額)
- 信用保証協会による保証も不要
- 融資限度額の範囲内で、マル経の重複や借替の利用もOK
- 返済期間は、設備：10年以内 運転：7年以内(運転資金1年以内、設備資金2年以内の据置も可)

※ご相談の内容によっては、ご希望に沿えない場合があります。

利用の対象

- 従業員数が20人以下(商業・サービス業(宿泊業および娯楽業を除く)は5人以下)の事業者(ただし、法人役員、家族従業員・パートは除く)
- 京都市内で、最近1年以上営業している方
- 所得税・法人税・事業税・住民税を完納している方
- 日本政策金融公庫の融資対象業種の方
- 従前から商工会議所の経営指導を受けている方